

独立行政法人改革の状況について

今回の独立行政法人改革に係る経緯

平成25年 2月28日 独立行政法人に関する有識者懇談会 設置

6月5日 独立行政法人に関する有識者懇談会「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」公表

9月20日 行政改革推進会議に、「独立行政法人改革等に関する分科会(以下「分科会」という。)」設置

9月26日 分科会ワーキンググループ 設置

10月8日 同ワーキンググループにおいて、勤労者退職金共済機構の事務・事業の見直し等が議論

12月20日 分科会「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」公表

12月24日 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」閣議決定

〈〈今後の予定〉〉

- 独立行政法人通則法改正など制度面での措置は平成27年4月からの改革実施を目指す。
- 各法人の統廃合等に係る措置については平成27年4月以降可能な限り早期の改革実施を目指して迅速に講ずる。具体的な実施時期については主務省等における検討状況を踏まえ、平成26年夏を目途に行政改革推進本部において決定する。

閣議決定及び分科会報告書の抜粋

抜粋独立行政法人改革等に関する基本的な方針について（分科会報告書）	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）
<p>Ⅲ 独立行政法人の組織等の見直し</p> <p>2. 法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し</p> <p>① 金融業務</p> <p>政策的手段として出融資、債務保証等の金融的手法を用いて行う事務・事業</p> <p>【法人と対象業務】</p> <p>（内部ガバナンスの高度化）</p> <p>日本学生支援機構、<u>勤労者退職金共済機構</u>、福祉医療機構、森林総合研究所、農業者年金基金、農林漁業信用基金、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、奄美群島振興開発基金</p> <p>（金融庁検査の導入）</p> <p>福祉医療機構（福祉貸付、医療貸付）、農林漁業信用基金（農業信用保険、林業信用保証、漁業信用保険）、中小企業基盤整備機構（高度化事業融資）、奄美群島振興開発基金（債務保証融資）</p> <p>【制度・運用の見直し事項】</p> <p>金融業務を行う法人の財務の健全性及び適正な業務運営の確保のためには、法人の内部体制等が整備されていることが前提であることから、内部ガバナンスの高度化及び金融庁検査の導入を図る。</p> <p>（内部ガバナンスの高度化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。 ○ 業務の適正性を日常的に確保するため、業務執行やリスク管理を監視する内部組織（監査部等）を設置する。また、監事のうち1名は原則として常勤とする。 ○ 審査、回収等の金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。 ○ 金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。 	<p>Ⅲ 独立行政法人の組織等の見直し</p> <p>3. 法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し</p> <p>① 金融業務</p> <p>政策的手段として出融資、債務保証等の金融的手法を用いて行う事務・事業</p> <p>【制度・運用の見直し事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、<u>外部有識者等</u>により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。 ○ 業務の適正性を日常的に確保するため、<u>業務執行やリスク管理を監視する内部組織（監査部等）</u>を設置する。また、監事のうち1名は原則として常勤とする。 ○ 審査、回収等の金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。 ○ 金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。

(金融庁検査の導入)

○ (略)

○ (略)

IV その他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等

(略)

○ この改革に必要な措置については、法改正を伴わず早期に対応可能な措置は速やかに実施し、独立行政法人通則法改正など制度面での措置は平成27年4月からの改革実施を目指す。その他各法人の統廃合等に係る措置については平成27年4月以降可能な限り早期の改革実施を目指して迅速に講ずるものとし、具体的な実施時期については主務省等における検討状況を踏まえ、平成26年夏を目途に行政改革推進本部において決定することとする。

(略)

各法人等について講ずべき措置（別紙）

厚生労働省所管

【勤労者退職金共済機構】

○ 本法人は、中小企業退職金共済制度（国が法令により退職金や掛金等の事項を決定）の運営及び勤労者の計画的な財産形成の促進業務を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。

○ 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るべきである。特に、中小企業退職金共済事業において、かつて多額の累積欠損金が生じる状況があったことを踏まえ、外部の専門家による監視体制の強化等の実効性あるリスク管理体制を整備することが必要である。

○ 中小企業退職金共済事業について、住基ネットの活用による未請求退職金発生防止対策の強化及び退職金の支給要件である加入期間の見直しによる短期離職者への対応の強化に加え、従業員が転職した場合においてその前後の掛金納付月数を通算する企業間通算及び特定退職金共済事業・確定拠出年金制度との間で事業主が納めた掛金等に相当する資産を引き渡す制度間通算の拡充によるポータビリティの向上等を通じた事務の効率化を進めることを通じ、当該事業における事務費の国庫補助の縮減を図るべきである。

各法人等について講ずべき措置（別紙）

厚生労働省所管

【勤労者退職金共済機構】

○ 中期目標管理型(注)の法人とする。

(注)国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理により高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人。

○ 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。特に、中小企業退職金共済事業における資産の運用実績を踏まえ、実効性あるリスク管理体制を整備する。

○ 中小企業退職金共済事業について、未請求退職金発生防止及び短期離職者対策の強化に加え、転職した際の退職金の通算措置期間の延長等を通じた事務の効率化を進め、当該事業における事務費の国庫補助の縮減を図る。

(独) 勤労者退職金共済機構の組織及び事務・事業の見直し案

閣議決定等の指摘を踏まえ、中小企業退職金共済事業の資産運用におけるリスク管理体制の強化や、事業のポータビリティの向上を通じた効率化等を図るため、勤労者退職金共済機構の組織及び事務・事業の見直し等を実施する。

資産運用に係るリスク管理及びコンプライアンスの強化

◆ 資産運用に係るリスク管理体制の強化

外部有識者による資産運用業務に対するチェック機能及びリスク管理機能を強化するため、資産運用委員会(仮称)を設置する(委員会は、経済又は金融等に関して高い識見を有する外部有識者で構成。その任命は厚生労働大臣が行う。)

◆ コンプライアンスの強化

統合的なリスク管理のための委員会等を設置するほか、業務執行やリスク管理を監視する内部組織を設置する。

※ その他、リスク管理体制の強化及びコンプライアンス体制の強化に関し必要な措置を講じることを検討。

事務・事業の見直しを通じた効率化

◆ 中小企業退職金共済事業におけるポータビリティの向上

従業員が転職した場合等の掛金納付月数の通算に係る申出期間を延長する。

また、中小企業者でなくなったことを理由として退職金共済契約を解除される事業主は、その資産を確定拠出年金制度(DC)へ移換することを可能とするとともに、特定退職金共済団体が特定退職金共済事業を清算する場合においては、その資産を中小企業退職金共済へ移換することを認める。

◆ 退職金を確実に支給するための対応

住基ネットを活用することにより、未請求退職金発生防止対策を強化する。

併せて、特定業種退職金共済事業における短期離職者への対応を強化するため、各業種ごとの財政状況等を踏まえ、掛金納付月数の不支給期間(現在は24ヶ月)の短縮を検討する(労働政策審議会中小企業退職金共済部会において決定)。

※ その他、ポータビリティの向上及び退職金の確実な支給のため必要な措置を講じることを検討。

国庫補助の縮減

上記の事務・事業の見直しに併せて、勤労者退職金共済機構の行う基幹的業務に対する国庫補助を縮減する。

※1 財政状況等を考慮し、一般の中小企業退職金共済事業と建設業退職金共済事業を対象とする方向で検討。

※2 第3期中期計画(平成29年度まで)における削減目標額を上積みする方向で検討。

平成 26 年度の付加退職金の支給率について

1 付加退職金について

- 付加退職金の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとされている（中小企業退職金共済法第 10 条第 4 項）。
〔資料 2 - 2〕

2 これまでの経緯

- 付加退職金の支給は、直近は平成 18 年度に行っており、支給率は平成 18 年度が (0.0214) と最大。平成 19 年度以降、累積欠損金が大きく増加したことから、支給率を 0 とする状況が続いてきたところ。
〔資料 2 - 3〕
- 付加退職金の取扱いについては、昨年の中小企業退職金共済部会において、
 - ・ ある程度の剰余金がないと何か不測の事態が起きるとサステナビリティが保たれないのではないか
 - ・ 累積欠損金の解消を第一に考え、付加退職金については累積欠損金が解消してから考えるべきであるとの議論がなされたところ。
〔資料 2 - 4、資料 2 - 5〕
- また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等において、中小企業退職金共済事業について過去に多額の累積欠損金が生じる状況があったことが指摘されるとともに、累積欠損金が生じないような実効性あるリスク管理体制の整備が求められたところ。
〔資料 2 - 6〕

3 平成 25 年度の状況について

- 累積欠損金は平成 24 年度に解消し、平成 24 年度末で約 539 億円の利益剰余金を計上。
- 平成 26 年 1 月末までの実績を用いた平成 25 年度の利益見込額は約 1,110 億円（推計に当たっては一定の安全率を考慮）。
なお、今後の資産運用状況によって変動がある点には注意が必要。
〔資料 2 - 7〕

4 今後の付加退職金の支給率について（論点1）

- 支給率の決定に当たって、一定額以上の剰余金の積立を確保することについてどう考えるか。

① 必要性について

支給率の決定に当たって、一定額以上の剰余金の積立を確保することについてどう考えるか。



過去に多額の累積欠損金が生じる状況にあったことを踏まえると、今後、直ちに累積欠損金が発生することのないよう、一定額以上の剰余金を確保すべきではないか。

② 剰余金の水準について

目指すべき剰余金の積立額の水準（積立目標額）についてどう考えるか。



過去の実績を踏まえ、過去に損失が発生した状況が今後同様に発生した場合にも直ちに累積欠損金が発生しないような剰余金の水準を目指すべきではないか。

③ 剰余金の積立に係る目標年度について

いつまでに積立目標額を積み立てることとすべきか。



- 制度の安定的な運営及び信頼性の確保を図る観点から、できるだけ速やかに剰余金を積み立てるべきではないか。
- 一方で、一定の運用収入があった年度においては、付加退職金の支給を行うことも重要であり、剰余金の積立の目標年度については中期的に検討すべきではないか。
- 以上を勘案して、平成24年度に実施した将来推計期間の終期（平成29年度）を目途として積立目標額を積み立てることとしてはどうか。

⇒〔資料2－8〕

5 今後の付加退職金の支給率について（論点2）

- 平成24年度に累積欠損金が解消したことを踏まえ、今後の付加退職金の支給率についてどう考えるか。

これまでの剰余金の積立についての議論を踏まえ、今後の付加退職金の支給率についてどう考えるか。



制度の安定的な運営及び信頼性の確保を図るため、剰余金の積立を計画的に行うこととした上で、運用収入があった年度には付加退職金を支給できるような考え方とすべきではないか。

⇒〔資料2-9〕

付加退職金について

被共済者に対して支給される退職金 = 「基本退職金」 + 「付加退職金」

< 基本退職金 >

掛金月額及び掛金納付月数に応じた額

< 付加退職金 > (退職時に掛金納付月数が 43 か月以上の場合)

「計算月 (注 1) に退職したものとみなした場合の基本退職金の額に、計算月の属する年度に係る支給率 (注 2) を乗じて得た額」 (各年度分) の合算額

(注 1) 掛金納付月数が「43 か月」又は「43 か月 + 12 か月の整数倍」となる月

(注 2) 付加退職金の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、次の式による率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとされている。

$$\text{平成 26 年度の支給率の基準} = \frac{\text{平成 25 年度運用収入のうち付加退職金の支払に充てるべき部分の額として算定した額 (※ 1)}}{\text{平成 26 年度における仮定退職金額の総額 (※ 2)}}$$

※ 1 平成 25 年度における一般の中小企業退職金共済事業等勘定の給付経理の損益計算における利益の見込額の 2 分の 1

※ 2 すべての被共済者が平成 26 年度中の計算月に退職したと仮定した場合の退職金額の合計

一般の中小企業退職金共済事業における収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)
平成 3 年度	6.60% 5.50% (4月~)	5.86%	436億円	488億円
平成 4 年度	6.60% 5.50%	5.86%	△238億円	250億円
平成 5 年度	6.60% 5.50%	5.46%	△250億円	△ 0億円
平成 6 年度	6.60% 5.50%	4.78%	△427億円	△ 427億円
平成 7 年度	6.60% 5.50%	4.55%	△516億円	△ 943億円
平成 8 年度	4.50% (4月~)	3.84%	△196億円	△1,139億円
平成 9 年度	4.50%	3.53%	△296億円	△1,435億円
平成10年度	4.50%	3.23%	△396億円	△1,831億円
平成11年度	3.00% (4月~)	3.08%	9億円	△1,822億円
平成12年度	3.00%	2.33%	△207億円	△2,029億円
平成13年度	3.00%	1.77%	△372億円	△2,401億円
平成14年度	1.00% (11月~)	1.60%	△170億円	△2,571億円
平成15年度 前 期	1.00%	1.68%	103億円	△2,468億円
平成15年度 後 期	1.00%	5.37%	545億円	△2,684億円
平成16年度	1.00%	2.84%	401億円	△2,283億円
平成17年度	1.00%	8.34%	1,417億円	△ 867億円
平成18年度	1.00%	2.81%	715億円	△ 151億円
平成19年度	1.00%	△2.95%	△1,413億円	△1,564億円
平成20年度	1.00%	△4.88%	△1,929億円	△3,493億円
平成21年度	1.00%	5.67%	1,536億円	△1,956億円
平成22年度	1.00%	0.30%	△101億円	△2,057億円
平成23年度	1.00%	1.80%	316億円	△1,741億円
平成24年度	1.00%	6.89%	2,279億円	539億円

- (注) ・下線については予定運用利回りの改正を行ったもの。
・平成15年10月以降は、独立行政法人会計基準を適用。
・平成2年法改正においては、施行日前における掛金月額部分について、6.60%の利回りを適用。
・平成7年法改正以降は、新法施行日前も含めて新たな予定運用利回りを適用。

予定運用利回り変更（3.0%→1.0%）後の付加退職金の
支給率・支給額の状況

年 度	支 給 率	支 給 額（億円）
平成15年度	0	0
平成16年度	0.00233	72
平成17年度	0.00602	188
平成18年度	0.0214	692
平成19年度	0	0
平成20年度	0	0
平成21年度	0	0
平成22年度	0	0
平成23年度	0	0
平成24年度	0	0
平成25年度	0	0

※ 支給額とは前年度の運用収入のうち付加退職金の支払に充てるべき部分の額として算定した額のことである。

一般の中小企業退職金共済制度の累積欠損金解消後の考え方についての
平成 24 年度中小企業退職金共済部会における主な意見

- 1 一定のバッファー（積立金）の積立の必要性について
 - 累積欠損がゼロでいいのかという議論もあるが、実はそれ以上の、ある程度のバッファー（積立金）が必要であり、積立金の準備がないと何か不測の事態が起きるとサステナビリティが保たれないのではないかという議論もあると思う。これだけリスク資産を持っている中で、どの水準がサステナビリティがあるかということも、これからは示していかななくてはいけないのではないか。
- 2 付加退職金の支給について
 - 累積欠損解消を第一に考え、付加退職金については累積欠損が解消してから考えるべきではないか。
 - かつての見直し時にはサブプライムローンやリーマンショックによる影響は予想外だったと思われるので、まず手堅い方策で累積欠損解消を図ることが急務ではないか。また、適年からの移行が終了し、適年からの加入増が見込まれない中、予定運用利回りを引き下げると、加入促進にマイナスの印象を与えるのではないか。予定運用利回りの据置きをする代わりに、付加退職金は累積欠損解消まで支給しないこととし、状況が好転した段階で、もう一度部会等で議論することが良いのではないか。

一般の中小企業退職金共済制度における 予定運用利回りの見直し等の検討について

労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会では、一般の中小企業退職金共済制度に関し中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条に基づく検討を行ったところであるが、検討の結果取りまとめた当部会の意見は下記のとおりである。

記

1 一般の中小企業退職金共済制度（以下「一般中退」という。）は、単独では退職金制度を設けることが困難な中小企業のための簡便で加入が容易な社外積立型の退職金共済制度であり、制度創設以来、多くの中小企業に活用され、その従業員に退職金を支給してきた。

このような性格を有する一般中退は、中小企業に退職金制度を確保するための中心的で重要な制度であり、今後とも、長期的に安定した制度として維持されていくことが必要である。

2 現在、一般中退には、実際の運用利回りが予定運用利回りを下回ることにより生じた累積欠損金が存在しており、その額は平成23年度末で1700億円を超えている。

一般中退は積立方式の退職金共済制度であり、掛金及び運用益により退職金を支給することが制度の前提であるが、累積欠損金の存在は、掛金及び運用益による積立額が将来的な退職金支給のための必要額に不足していることを意味する。また、累積欠損金が存在すれば、運用資産の額が本来あるべき額より少なくなるため本来得られるべき運用収入が得られなくなり、その結果積立不足が一層拡大することにもつながる。

このような累積欠損金の存在は、制度の財政的安定性という観点から制度運営に対する信頼を損ね、ひいては加入者の減少を招くおそれもあり、計画的に解消を図る必要がある。

このため、「累積欠損金解消計画」を定め、平成29年度までに累積欠損金を解消することとしているところであるが、累積欠損金の解消ペースには遅れが見られ、上記の額は同計画の目標額よりも平成23年度末で700億円以上多くなっている。

さらに、累積欠損金に関しては、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による「独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成25年1月21日）においても、付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更を検討した上で、着実に累積欠損金の解消を図るよう求められている。

- 3 以上のような状況を踏まえ、当部会としては、累積欠損金の計画的かつ早期の解消を図ることは重要な課題であると認識し、そのために必要な措置を講ずることが適切と考える。

具体的には、累積欠損金が解消するまでの間の利益の処理については、付加退職金に充てることなく、利益の全額を累積欠損金の解消に充てることが適切と考える。

また、予定運用利回りの見直しについては、現下の資産運用状況等を踏まえれば直ちに見直す必要はないと考えられるが、今後の資産運用状況等を注視し、必要に応じ柔軟に検討を行うことが適切と考える。

勤労者退職金共済機構の資産運用に対する指摘

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」(抄)

(平成 25 年 12 月 20 日行政改革推進会議独立行政法人改革等に関する分科会)

【勤労者退職金共済機構】

- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るべきである。特に、**中小企業退職金共済事業において、かつて多額の累積欠損金が生じる状況があったことを踏まえ、外部の専門家による監視体制の強化等の実効性あるリスク管理体制を整備することが必要**である。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(抄)

(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)

【勤労者退職金共済機構】

- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。特に、**中小企業退職金共済事業における資産の運用実績を踏まえ、実効性あるリスク管理体制を整備する。**

一般の中小企業退職金共済事業の収支状況の推移

(単位：億円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (安全率を加味 した見込み)
収入	6,217	5,198	5,631	6,309	5,202
掛金収入等	4,294	4,668	4,909	3,612	3,649
運用収入等	1,870	467	662	2,596	1,493
その他	53	63	60	101	60
支出	4,681	5,299	5,315	4,029	4,092
退職金支出等	4,307	3,829	3,797	3,820	3,725
責任準備金等の増	312	1,178	1,466	159	314
運用費用等	6	245	6	5	4
その他	57	46	46	45	49
当期損益金	1,536	△ 101	316	2,279	1,110
累積欠損金/累積剰余金	△ 1,956	△ 2,057	△ 1,741	539	1,649

(注) 平成25年度見込みの算定方法については別紙のとおり。

資料2-7

平成25年度収支の見込みの算定について

1. 掛金収入、退職金支出等

平成25年11月末までの掛金収入、退職金支出等の実績値に同年12月～平成26年3月の推計値を加算した。推計値については、過去3か年の平均値を用いた。

2. 責任準備金額

1の推計結果から平成26年3月末に見込まれる各被共済者に係る責任準備金額を算定し、すべての者について合計した。

3. 運用収入

(1) 自家運用

平成25年12月末時点で保有している資産及び平成26年1～3月に購入予定の資産について、平成26年1月～3月の利払日や償還日のデータから運用収入を推計した。

(2) 委託運用

平成26年1月末時点の時価額を基に、次のとおり、ベンチマーク収益率の過去の統計的データから、3月末時点の時価額を推計した。

2月の収益率：収益率をゼロとした。

3月の収益率：資産ごとの過去5か年のベンチマーク収益率の「平均値」及び「標準偏差」を用いて、
「3月の収益率」＝「平均値」－「標準偏差」×2
として、安全率を加味して推計した。

剰余金の積立について

支給率の決定に当たって、一定額以上の剰余金の積立を確保することについてどう考えるか。

(考え方)

- 過去に多額の累積欠損金が生じる状況にあったことを踏まえると、今後、直ちに累積欠損金が発生することのないよう、一定額以上の剰余金を確保すべきではないか。

目指すべき剰余金の積立額の水準(積立目標額)についてどう考えるか。

(考え方)

- 過去の実績を踏まえ、過去に大きな損失が発生した状況が今後同様に発生した場合にも直ちに累積欠損金が発生しないような剰余金の水準を制度安定のための目標水準として想定としてはどうか。

近年の金融情勢では、平成19・20年度による金融情勢の急激な悪化による欠損金が、最大のものであることから、これを想定して水準を設定してはどうか。

具体的には、平成19・20年度における金融情勢の悪化を、現在の基本ポートフォリオに当てはめて推計した場合、責任準備金に対して9%分の上乗せ(利益剰余金)があれば、直ちに累積欠損金が生じないことになる。

いつまでに積立目標額を積み立てることとすべきか。

(考え方)

- 平成24年度に実施した将来推計期間の終期(平成29年度)を目途として積立目標額を積み立てることとしてはどうか。

平成29年度末時点の責任準備金は3兆9,000億円と推計されるので、この場合の剰余金積立目標額は3,500億円^(※)となる。

(※) 3兆9,000億円 × 9% ≒ 3,500億円

今後の付加退職金の支給率について

今後の付加退職金の支給率についてどう考えるか。

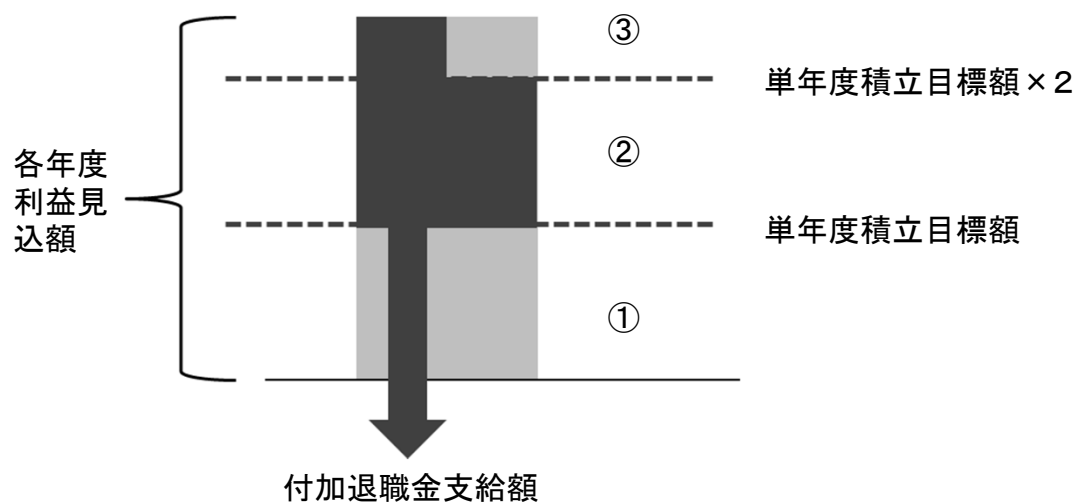
(考え方)

- 制度の安定的な運営及び信頼性の確保を図るため、剰余金の積立を計画的に行うこととした上で、運用収入があった年度には付加退職金を支給できるような考え方とすべきではないか。

利益見込額の半分を付加退職金の支払にあてるべき部分の額(付加退職金支給額)とすることを基本にしつつ、剰余金の積立を計画的に行うため、一定の額は積立を優先することとしてはどうか。

具体的には以下のとおりにしてはどうか。

- (1) 支給にあたっては、制度安定のための剰余金積立目標額と平成24年度までの利益剰余金の差額をまず求め、それを目標期間で均等に積み立てることとした場合の積立額を、単年度積立目標額^(※)とする。
- (2) ①各年度の利益見込額から単年度積立目標額を控除し、②利益見込額が単年度積立目標額からその2倍の間の部分は付加退職金の支給にあて、③単年度積立目標額の2倍以上の部分についてはその1/2を付加退職金の支給にあてることとする。



(※) 単年度積立目標額は(3,500億円(剰余金積立目標額)－500億円(平成24年度末利益剰余金))÷5年間＝600億円となる。